

衆議院法務委員会ニュース

【第198回国会】令和元年5月15日（水）、第16回の委員会が開かれました。

1 理事の補欠選任

- ・理事の補欠選任を行いました。

理事 源馬謙太郎君（国民）（理事階猛君昨14日委員辞任につきその補欠）

2 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

- ・山下法務大臣、関経済産業副大臣、國重総務大臣政務官、田中国土交通大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）井野俊郎君（自民）、遠山清彦君（公明）、松田功君（立憲）、山尾志桜里君（立憲）、源馬謙太郎君（国民）、山井和則君（国民）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）、井出庸生君（社保）

（質疑者及び主な質疑事項）

井野俊郎君（自民）

破産管財人の選任

- ア 公共調達における法的規制の内容
- イ 裁判所が破産管財人を選任する際に公共調達における法的規制が適用されるか否かについての最高裁判所当局の見解
- ウ 国が徴収する手数料に関する法的規制の内容
- エ 徴収した手数料は会計法により自由に処分することが禁じられるとの理解に対する財務省の見解
- オ 破産管財人の報酬は客観的な基準に基づいて決定されているのか否かの確認
- カ 裁判所が競争入札を行うことなく破産管財人を選任している理由
- キ 予納金は裁判所が自由に処分できるか否かに対する最高裁判所当局の見解
- ク 破産管財人の選任や報酬の決定における公平性及び経済性担保の有無についての最高裁判所当局の見解
- ケ 破産管財人の選任について、公共事業と同様に入札参加資格を設けて指名競争入札を行わない理由
- コ 債権者への配当を増やすため、破産管財人の選任や報酬の決定に公平性及び経済性を求めるべきとの考えに対する最高裁判所の見解

遠山清彦君（公明）

死刑制度

- ア 死刑の犯罪抑止効果についての法務大臣の見解
- イ 死刑の代替刑として仮釈放のない終身刑を導入することについての法務大臣の見解
- ウ 仮釈放のない終身刑の問題点
- エ 死刑制度に関する世論調査の目的及び次回調査の実施時期
- オ 昨年6月の日本弁護士連合会の「死刑制度に関する政府世論調査に対する意見書」で示された死刑制度に関する主質問の選択肢に関する修正意見に対する法務大臣の見解

松田功君（立憲）

- （1）戦争による北方領土奪還に言及した丸山穂高議員の発言に対する法務大臣の見解

- (2) 「特定技能」に必要な日本語能力水準を確認するために新設された国際交流基金日本語基礎テスト
 - ア 独立行政法人国際交流基金などが主催する既存の日本語能力試験 J L P T と新設された国際交流基金日本語基礎テストの違い並びに同テストの作成を決定した時期及び作成の指示をした者
 - イ 日本語基礎テストの実施のための予算額
 - ウ 新たなテストの作成は予算の無駄使いであり、既存の試験の活用で対応できるのではないかとの考えに対する外務省の見解
 - エ 既存の試験制度に C B T 方式を活用して迅速な結果判定を行うのが可能だとの考えに対する外務省の見解
 - オ 国際交流基金が外務省の天下り先として批判されたことを踏まえた予算の効率的な執行についての外務省の見解
- (3) 退去強制手続と技能実習生
 - ア 入管の収容施設に収容されている技能実習生の数
 - イ 入管の収容施設において麻薬の売人であった者や技能実習生で D V やセクシュアルハラスメントなどの人権被害に遭って逃げてきた者が同じ部屋に収容されている実態の有無
 - ウ 退去強制手続の対象となった技能実習資格者のうち、技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームの調査で実習実施機関の不正行為が認められた者の数
 - エ ウの調査への協力が得られず被害者と認定されなかった者の存否
 - オ ウの聞き取り調査で技能実習生が退去強制を恐れて本当のことを言わなかった可能性についての法務省の見解
 - カ ウで実習実施機関の不正行為等が認められた 2 名の現在の状況
- (4) 技能実習生の人身取引被害
 - ア 平成 30 年 5 月に人身取引対策推進会議が取りまとめた「人身取引対策に関する取組について（年次報告）」において平成 29 年中に技能実習生 1 名が人身取引被害者として認定された経緯
 - イ 言うことを聞かないと母国へ帰すぞと脅されて支払われるべき賃金が実習先から搾取された場合、技能実習生が人身取引の被害者として認定されるか否かの確認
- (5) 在留特別許可
 - ア 人身取引の被害者と言えるような元技能実習生に対する在留特別許可が認められるための積極的要素についての法務省の見解
 - イ 退去強制手続を行う入国警備官が限られた時間では在留特別許可の申請者の事情聴取及び許可についての判断ができないため在留特別許可が出ないのではないかとの考えに対する法務省の見解

山尾志桜里君（立憲）

- (1) 刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく捜査関係事項照会による個人情報の提供要請
 - ア 捜査関係事項照会による顧客の個人情報の提供要請を拒否した場合の当該事業者に対する罰則の有無
 - イ 令状によって提供すべき顧客の個人情報を捜査関係事項照会に応じて提供してしまった場合の事業者の当該顧客に対する不法行為責任の有無
 - ウ 平成 29 年の改正個人情報保護法の施行以前の「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の Q & A において、捜査機関等からの照会により求められた顧客情報について、本人の同意なく回答することが民法上の不法行為を構成することは通常考えにくいとの見解を示していたことの確認及び同ガイドラインは現在も有効か否かの確認
 - エ 現在はウのガイドラインではなく個人情報保護委員会の解釈に経済産業省として従うことの確認
 - オ 捜査関係事項照会により顧客の個人情報の提供を求められた事業者は当該照会で要求された情報の性質等についての実質的な判断が求められていることに対する法務省及び警察庁の見解
 - カ 捜査関係事項照会による顧客の個人情報の提供要請に応じないとあらかじめ判断している事業者

- に対して照会に応じるように警察から要請することを控える必要性
- キ 照会を受けた事業者が関係している諸法令等を踏まえて照会に応じるか否かの実質的な判断を行うことは困難であるとの認識に対する法務省の見解
 - ク スマホゲームアプリ事業者からの顧客の位置情報の取得
 - a 捜査関係事項照会により顧客の位置情報の提供を求められたスマホゲームアプリ事業者がとるべき対応
 - b 照会の前に捜査機関側が電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの考え方を踏まえた検討をする必要性に対する法務大臣の見解
- (2) タクシー会社が車内に設置された広告配信タブレットで乗客の顔画像を取得していた事案に関し、国土交通省が行っているタクシー業界における同様事案の調査状況及び個人情報保護委員会が行った指導に対する当該タクシー会社の対応状況

源馬謙太郎君（国民）

社会的養護

- ア 里親制度と民法上の普通養子縁組制度及び特別養子縁組制度の違いとそれぞれの定義
- イ 里親委託率の目標値及び「新しい社会的養育ビジョン」の進捗状況
- ウ 新しい社会的養育ビジョンで掲げられた目標の里親委託率75%の実現についての厚生労働省の見解
- エ 自治体ごとに里親委託率に大幅なばらつきがある要因
- オ 諸外国と比較して我が国における養子縁組の活用割合及び里親委託率が大幅に低い要因
- カ 子どもの委託を受け入れている里親がその子どもと養子縁組をした事例の数
- キ 里親の登録率を上げるための具体的取組
- ク 責任が重いなど里親になることへの不安を払拭するための取組の実施の有無

山井和則君（国民）

性犯罪

- ア 強制わいせつ罪及び強制性交等罪の起訴率が5年間で約1割下がっていることを深刻な問題と認識しているか否かについての法務大臣の見解
- イ 平成29年の改正刑法附則第9条の施行後3年を目途とした検討の規定は、早ければ来年秋の臨時会における同法による改正後の規定の見直しを含めた検討が要請されているとの理解に対する法務大臣の見解
- ウ 早期にイの見直しによる刑法改正を行うため法務省における検討会の設置や法制審議会への諮問を早急に行う必要性

藤野保史君（共産）

再審制度

- ア 再審制度は無実の人がえん罪に問われることがないよう確定した判決をやり直す非常救済手段であって、再審開始の判断は重いものであるとの考えに対する法務大臣の認識
- イ 再審における証拠開示の規定がないため、裁判所による証拠開示を命ずる決定でさえ検察が拒否できてしまう実態についての法務大臣の感想
- ウ 再審においても公判前整理手続における証拠開示と同様の手続が行われるようにすべきとの考えに対する法務省の見解
- エ えん罪被害を長引かせる検察官の抗告権を廃止すべきとの考えに対する法務省の見解

- オ 平成 23 年の検察官の在り方検討会議提言の「訴訟の勝敗へのこだわりから、無実の者を処罰することへの恐れを失うことになっていないかを、絶えず省みることが大切である」との提言の趣旨は再審にも該当するか否かの確認
- カ 同提言にある新証拠が出たり自白が覆されたりした場合の「引き返す勇氣」は通常審のみならず再審にも必要であるとの理解に対する法務大臣の見解
- キ 上記カの「引き返す勇氣」を実現した事例の件数及びそのうちの再審に関する件数
- ク 確定判決後であっても被告人に有利な証拠が見つかった場合は検察官に証拠開示の義務を課す米国の A B A 法律家職務規範も参考に我が国においても再審法を改正すべきとの考えに対する法務大臣の見解

串田誠一君（維新）

- (1) 親子間における性犯罪
 - ア 刑法第 177 条の暴行・脅迫は「相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のもの」とした昭和 24 年 5 月 10 日の最高裁判所判決は、親と未成年者である子との間の場合も想定したものか否かについての法務省の見解
 - イ 民法第 822 条の懲戒の名の下に暴行・脅迫が行われて悲惨な事件が起きたとしても、抵抗しなかった子がいけないのかとの意見に対する法務大臣の見解
- (2) 高齢者の自動車運転事故への対策
 - ア 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第 5 条の「自動車の運転上必要な注意」の意義
 - イ 運転免許制度において自動車を運転する能力として想定している年齢の下限と上限
 - ウ オートマチック車限定免許の意義
 - エ オートマチック車限定免許でマニュアル車を運転した場合の道路交通法上の扱い
 - オ オートマチック車限定免許でマニュアル車を運転してはいけないとしている理由
 - カ 高齢者の運動能力の減退に関するデータ
 - キ 道路交通法第 91 条により高齢者の運転免許を更新の際に自動停止装置付き車両に限定することの可否
 - ク 新車販売数における自動停止装置付き車両数の割合

井出庸生君（社保）

性犯罪

- ア 強制わいせつ罪及び強制性交等罪の認知件数の減少と被害届の受理についての警察庁の見解
- イ 性暴力被害者の支援団体への相談者のうち警察に被害届や相談をした者が半数以下しかいない事実に対する警察庁の認識
- ウ 警察における被害届の不受理件数を把握する必要性
- エ 警察が相談の際に事件性がないと言って被害届を出さないとの念書を書かせるといった対応をしているのではないかと疑念に対する警察庁の見解
- オ エのような対応がないように被害届の受理対応の統一を図ることについての警察庁の見解
- カ 平成 29 年刑法改正を踏まえた被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の推進についての警察庁の通達による被害届や相談をしやすい環境整備の効果に関する現場の状況把握を行う必要性
- キ 警察に置かれている性犯罪指定捜査員の人員状況等の充実度
- ク 強制わいせつ罪については、警察の認知件数に対して検察の終局処分件数が少ない理由
- ケ 強制性交等罪は強制わいせつ罪に比して犯人を確実に把握できている実態の有無
- コ 強制性交等罪の終局処分数と認知件数の差が少ない理由が強制性交等罪は犯人が特定されていない

- いと被害届を受理しない実態があるのではないかとの疑念に対する法務省と警察庁の見解
- サ 本月 13 日に性犯罪被害者団体が提出した要望に対する最高裁判所当局と法務省の対応
- シ 裁判官が別の裁判所における事件の判決書を閲覧する方法

3 民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 51 号）

- ・ 山下法務大臣から提案理由の説明を聴取しました。